最終更新日:2016年12月26日
株式会社インタートレード
代表取締役社長 尾崎孝博
問合せ先:03-4540-3002
証券コード:3747
http://www.itrade.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは企業価値の最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、「経営の透明性」「法令遵守」「効率的な経営」の観点から当該基本目標の実現を図ります。
代表取締役をはじめとする経営陣は、当社グループを取り巻くステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員等)との良好な関係を維持する役割を負います。そのため、経営状況を把握できる体制を構築及び運用し、法令及び定款を踏まえた適時適切な情報開示を行うことが重要と考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】議決権行使プラットフォーム利用、招集通知英訳
現在、議決権の電子的行使を可能とする環境整備及び招集通知の英訳を行っていませんが、機関投資家や海外投資家の議決権行使の環境整備や英文の資料提供の重要性を認識しています。株主構成を考慮し、必要に応じて対応いたします。

【原則 3-1】情報開示の充実
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任、指名についての説明

(3) 、(4)、(5)については現時点で具体的内容を公表はしていないものの、以下のとおりの手続き又は手順を社内にて実行しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
については、当社の取締役及び業務執行役員の報酬は、社内で予め定められた業績指標に連動して報酬が上下します。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
については、組織マネジメント能力と業務遂行能力を基準に評価される社内等級が一定以上の者が取締役及び業務執行役員に就任できるよう社内の規定で定められています。監査役については明文化された規定は無いものの、経営課題に対する知見と高度な専門能力を持つ人材に就任を要請しています。
(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
については、原則毎月1回行っている経営会議及び全社会議にて、選任・指名について説明しています。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画
当社の最高経営責任者は代表取締役社長であり、取締役及び業務執行役員がその後継者候補となります。
後継者は業績及び組織マネジメント能力を考慮して判定しますが、経営環境の変動等により後継者に求められる資質は随時変化するため、事前に確定した基準は設けていません。
実際の代表取締役の選定に際しては、経営環境と候補者の資質を論点として、取締役会において十分に議論を行います。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
現在、社外取締役は1名のみですが、バランスのとれた戦略策定及び経営への監督を行っていると認識しています。しかしながら社外取締役の増員は視野に入れており、高度な経験又は専門能力を持ち、当社の経営理念に共感する人材との信頼関係を築けた場合は、社外取締役への就任要請を行うことを積極的に検討します。

【原則4-9】社外取締役の独立性判断基準及び資質
独自の独立性判定基準は策定していないものの、会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に則って社外取締役を選任しております。社外取締役の貢献は重視しており、都度適切な人数と人材を確保するよう留意します。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価
全取締役は毎期代表取締役と面談しており、目標と実績の検証を行うほか、自己評価を申告しています。また、取締役会全体の実効性については社外取締役及び社外監査役から適宜指摘、助言をいただいています。実効性評価の開示は課題として検討します。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニングの方針
取締役・監査役については自己研鑽を基本としているため、外部研修の受講等のトレーニングを義務付けていませんが、今後必要に応じて検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
政策保有を取得する際は、発行会社との業務上の提携等を通して当社の事業の成長に寄与することを条件としています。取締役会においては発行会社の業況及び当社との協業の状況を定期的にモニタリングしています。政策保有の議決権行使については、経営陣の経歴や業況、外部環

境等考慮すべき基準が多岐に渡るため、都度判断しています。また、持ち合い株式は原則しない方針です。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社は、関連当事者のうち取締役と取引を行う際は、取締役会での承認決議を要し、役員及びその近親者と当社グループとの取引に関する調査を毎年実施して、関連当事者取引の有無を確認しております。また、当社と主要株主との取引については、当該取引が株主共同の利益等を害することのないように留意し、重要性に応じて取締役会に報告します。

【原則3-1】情報開示の充実
(1)経営理念や経営計画等については、当社HPや決算説明資料等で開示しています。
(2)本報告書【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報】に記載しております。
(3)全社業績及び事業本部の業績が経営陣の報酬に連動する制度を採用しており、適切なレベルのインセンティブ付与によって企業家精神の発揮を支援しています。取締役の報酬は当期純利益に連動して決定され、さらに取締役は当社株式を10,000株以上もしくは時価300万円相当保有する旨内規で定められています。
(4)取締役候補は、人格や見識、経験や実績等をもとにその責務を果たすことができる適任者を選任する方針とし、取締役会で決定しております。監査役については、経営課題に対する知見や高度な専門能力を持つ人材に就任を要請しています。
(5)取締役及び監査役の選任については、株主総会招集ご通知参考書類に記載の通りです。また、社外取締役については、本報告書【取締役関係】に記載しております。

【原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲
取締役会では株主総会、決算、役員人事等の会社法で規程されている事項のほか、経営計画策定、組織編成など業務執行上の重要事項、重要な資本・財務政策の採用等の経営に大きな影響を与える事項について意思決定する旨取締役会規程に定められています。また、職務権限規程により経営陣が判断・決定できる範囲を明確にしています。
取締役会で決定された政策及び方針は、全部門長が招集される経営会議にて共有され、各事業本部は企業価値を高めるために取締役会で決定された政策及び方針の実現に向けて活動します。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
「コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性の判断基準及び資質
「コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【原則4-11-1】取締役会の構成等に関する考え方
取締役会は各事業本部長の最高責任者と管理部門の最高責任者を含んでおり、全社的意思決定をバランスの取れた観点から行うよう努めています。また、外部専門家を含む監査役がその意思決定を監査しています。
当社取締役は
・意思決定能力(対外部に対して会社としての方針を意思決定することができるか)
・感化力(目標・課題達成のため周りを巻き込み実現する能力・行動力があるか)
・新価力(現在の業務範囲を超えた新たな価値創造を見出し、追求する能力・行動力があるか)
を備えることが求められており、代表取締役を中心に議論し、その観点から適任者を選出し株主総会に諮っています。

【原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況
社外役員の他社での兼任状況は、有価証券報告書や株主総会招集通知等にて毎期開示しています。

【原則4-11-3】取締役会の実効性に関する分析・評価
「コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、代表取締役社長を中心に、管理部門にてIR業務を行っております。
年に1回決算説明会を開催し、同時にその模様を当社ウェブサイトにて公開しています。また、個人投資家向けの説明会や随時個別ミーティングを実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西本 一也	1,346,400	18.74
尾崎 孝博	829,600	11.55
カブドットコム証券株式会社	643,700	8.96
ゴールドマンサックスインターナショナル	515,600	7.18
赤木屋ホールディングス株式会社	170,000	2.37
日本証券金融株式会社	164,900	2.29
西本 かな	125,500	1.75
田中 真弘	125,000	1.74
楽天証券株式会社	112,100	1.56

インタートレード従業員持株会	110,900	1.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安田 幸一	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 幸一	○	―――	公認会計士としての専門的な知識と経験を、当社の経営に反映していただけることが期待できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

〇監査役と会計監査人の連携状況
監査役と会計監査人は四半期毎に会合を持ち、監査上の重要事項等についての情報共有を行っています。また、必要に応じて随時会合が行われる体制を有しています。

〇監査役と内部監査部門の連携状況
内部監査人は、期初に策定する計画に基づき定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告します。当該報告を受けた代表取締役は、各部門に対して改善を指示します。その後、内部監査人は、各部門からの改善結果の報告を受け、次回以降の内部監査において重点的に指摘事項の改善状況を確認します。この一連の手続きは監査役会に報告されます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
東原 豊	税理士													○
内田 久美子	弁護士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東原 豊		―――	税理士であり、当社経営の透明性を高める上で中立的かつ客観的な意見を持って経営を監督することが期待できるため
内田 久美子		―――	弁護士であり、当社経営の透明性を高める上で中立的かつ客観的な意見を持って経営を監督することが期待できるため

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

職位等に基づきストックオプションを付与しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

中期的な企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力を高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告にて全取締役の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、経営成績及び経済情勢等を考慮し、取締役については取締役会、監査役については監査役会において決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役への連絡窓口および必要に応じたサポートは、主に取締役会事務局が行います。また、取締役会開催の招集通知や事前資料の送付は、取締役会事務局から、原則、取締役会開催の１週間前に行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

〇定時取締役会を月に1回、臨時取締役会を必要に応じて都度開催し、法令に定められた事項、経営に関する事項および業務執行上の重要事項を決定します。

〇監査役会は月に1回以上開催し、コンプライアンスとコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、監査役会規程に基づき監査を行い、監査意見を表明しております。各監査役は、専門的かつ客観的視点から監査を行っており、適切な経営監視体制を敷いています。

〇取締役、監査役を中心に構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を原則毎月１回開催し、コンプライアンスおよびリスク管理全般について積極的な議論、提言を継続的に推進しています。

〇会計監査人には監査法人アヴァンティアを選任し、実務部署のみならず、監査役および内部監査人と情報共有を図り、正しい経営情報を常に提供し、公正な立場から監査が実施される環境の整備に努めています。

〇内部監査制度を定め、定期的に経営リスクの把握とモニタリングを行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主他ステークホルダーから持続的な成長を期待され、素早い意思決定が求められており、取締役は経営実務及び業務執行を兼任する社内取締役3名と独立性を保持した社外取締役1名の体制を採っています。一方で、監査役はコーポレート・ガバナンスの監督面で重要な役割を果たしており、現在の監査役3名のうち、2名が社外監査役（うち税理士1名、弁護士1名）であります。現在の体制が、業務執行の迅速性の確保と経営監視機能のバランスにおいて最適であると認識しています。取締役の体制については、当社の成長段階や外部環境も十分考慮に入れ、必要に応じて検討していく方針です。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、個人投資家向け説明会を開催しています。代表取締役社長が直接説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、決算発表後にアナリスト・機関投資家に向けて定期的な決算説明会を開催しています。代表取締役社長が直接説明し、毎回10名程度の機関投資家が参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ（http://www.itrade.co.jp/）のIRサイトに次の情報を適時に掲載しています。決算情報（決算説明会資料および説明会の動画配信を含む）、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株式状況、各種FAQ（会社情報／事業内容・経営戦略／株式関連／組織体制／コーポレートガバナンスの状況）	
IRに関する部署（担当者）の設置	代表取締役社長の指揮のもと、経営管理部にてIR業務を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「お客様視点での行動」「好奇心と勇気」「迅速な判断と誠実な対応」「「人」と「人とのつながり」を大切に」を経営理念として掲げ、適正な職務執行を遂行し、企業価値の最大化を図ると同時に、内部統制システムの構築および適正な運営を行うために、以下のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定めています。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」を制定しております。コンプライアンスの推進にあたり、コンプライアンス・リスク管理委員会を原則毎月1回定期的に開催しています。以上の施策により、コンプライアンスの重要性の認識に基づく業務運営の確保に努めています。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会議事録、重要な意思決定に係る電磁記録を含む文書等の、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理規程およびこれらに関する規程等に従って保存・管理をしています。また、取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧できる手段を整備しています。

3.損失の危機の管理に関する規定その他の体制
当社は、取締役会およびコンプライアンス・リスク管理委員会において、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処する、リスク管理マニュアルを整備しています。同マニュアルにおいて、リスクに応じた責任部門及び有事の体制を明確にするとともに、内部監査による各部門のリスク管理体制について定期的にモニタリングし、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する体制を構築しています。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、適時臨時の取締役会を開催し、取締役会の機能強化及び経営効率の向上を目指しています。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行う上での価値観の統一のため、全取締役及び全部門長出席の経営会議を毎月開催しています。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期経営計画及び各年度予算の立案と、全社的な目標を設定、遂行し、持続的な職務執行の効率化に努めています。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに統一的な管理体制を確立するため「グループ会社管理規程」を定め、これを基礎としてグループ会社の管理を行うほか、各グループ会社に当社から取締役及び監査役を派遣し、企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めています。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「お客様視点での行動」「好奇心と勇気」「迅速な判断と誠実な対応」「「人」と「人とのつながり」を大切に」を経営理念として掲げ、適正な職務執行を遂行し、企業価値の最大化を図ると同時に、内部統制システムの構築および適正な運営を行うために、以下のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定めています。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」を制定しております。コンプライアンスの推進にあたり、コンプライアンス・リスク管理委員会を原則毎月１回定期的に開催しています。以上の施策により、コンプライアンスの重要性の認識に基づく業務運営の確保に努めています。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会議事録、重要な意思決定に係る電磁記録を含む文書等の、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理規程およびこれらに関する規程等に従って保存・管理をしています。また、取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧できる手段を整備しています。

3.損失の危機の管理に関する規定その他の体制
当社は、取締役会およびコンプライアンス・リスク管理委員会において、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処する、リスク管理マニュアルを整備しています。同マニュアルにおいて、リスクに応じた責任部門及び有事の体制を明確にするとともに、内部監査による各部門のリスク管理体制について定期的にモニタリングし、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する体制を構築しています。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、適時臨時の取締役会を開催し、取締役会の機能強化及び経営効率の向上を目指しています。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行う上での価値観の統一のため、全取締役及び全部門長出席の経営会議を毎月開催しています。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期経営計画及び各年度予算の立案と、全社的な目標を設定、遂行し、持続的な職務執行の効率化に努めています。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに統一的な管理体制を確立するため「グループ会社管理規程」を定め、これを基礎としてグループ会社の管理を行うほか、各グループ会社に当社から取締役及び監査役を派遣し、企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めています。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現在監査役を補助すべき使用人を設置していませんが、監査役が求めた場合には速やかに設置いたしいます。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととして、取締役からの独立性を確保いたします。

7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
当社では、法令及び監査役に関する規程に基づいて、取締役は下記の事項を監査役会に報告しています。
(1)重大な法令、定款違反に関する事項
(2)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(3)経営状況として重要な事項
(4)コンプライアンス上重要な事項
(5)その他重要事項
また使用人は、上記事項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるよう体制を整えています。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役がコンプライアンス・リスク管理委員会に毎回参加しています。また、取締役は、監査役会との定期的な意見交換を実施しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)
当社は、当社及び当社グループ各社が社会倫理に則った事業活動を行うために、当社経営理念及び「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」に基づき、反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針としています。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)社内規程の整備状況
当社グループでは、「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」において、反社会勢力との一切の接触を禁止しています。

(2)対応統括部署及び不当要求防止責任者について
当社グループでは、総務部を反社会的勢力対応の部署(対応統括部署)としています。また、反社会的勢力による不当要求及び暴力行為等の犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しています。

(3)外部の専門機関との連携状況
当社グループでは、定期的な警察署への訪問や、不当要求防止に関するセミナーへの参加を実施しており、緊急時は警察への通報、弁護士等への相談を行える体制を構築しています。

(4)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社グループでは、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化する体制を採っています。

(5)対応マニュアルの整備状況

当社グループでは、「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」において反社会的勢力への対応について定めています。

(6)研修活動の実施状況
当社グループでは、反社会的勢力対応を社会倫理の遵守上の重要項目と位置付け、社内における反社会的勢力に関する情報及び「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」の周知に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。